

(令和6年度版)

## 長野市インバウンド旅行送客支援事業補助金のご案内

長野市観光振興課インバウンド・国際室

長野市内へのインバウンド（訪日する外国人観光客）誘客促進、長野市の観光振興および経済の活性化を図ることを目的に、インバウンドを対象とした旅行を企画し、及び実施した旅行会社に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ■ 令和6年度 対象期間

令和6年4月1日以降に企画・手配したもので、令和7年3月14日実績報告・請求受理分までの旅行が対象となります。

なお、当事業の予算に達した場合は、期間内であっても受付を終了します。

### ■ 補助対象事業

1 補助対象事業	2 補助額	3 上限額
インバウンドを対象に企画し実施した市内での宿泊を伴う旅行（以下「旅行」という。）であって、交通利用、飲食又は体験のうち2つ以上を行程に含むもの	補助対象事業の1人当たりの販売価格の2分の1以内で、1人につき8,000円を限度とします。 2泊以上を行程に含む場合は、1人につき11,000円を限度とします。	1 申請者あたり年間最大100万円

- ・「旅行商品」は、宿泊、募集型企画旅行及び受注型企画旅行で企画単位とします。
- ・「交通利用」については、市内に事業所を有する者が運行する鉄道、バス、タクシー等とし、市内で乗車又は降車する場合があります。
- ・「販売価格」について、市外の行程を含む旅行商品の場合も、全体の1人当たりの販売価格の2分の1以内を条件とします。
- ・申請は旅行開始予定日の14日前までとし、申請の受付順で予算を確保しますが、予約状況をみながら申請時と実績時で大きく変更が生じないような申請（20%未満の変更は変更承認申請が不要です）としてください。
- ・具体的な内容は問いませんが、旅行商品の造成にあたっては、SDGs 視点を取り入れていただくようお願いします（例：旅行パンフレットの電子化、旅行代金の一部が自然を守る活動に使われる等）。

### ■ 対象事業所

外国人を対象に海外から旅行予約を獲得した旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）第5条第1項に規定する観光庁長官の登録若しくは旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けている同法第6条の4第1項に規定する旅行者若しくは同条第3項に規定する旅行者代理業者又は同法第23条に規定する観光庁長官の登録若しくは同令第5条第2項に規定する都道府県知事の登録を受けている同法第27条第1項に規定する旅行サービス手配業者）の国内外の本支店単位とします。

## ■ 申請の流れ

### 【事前確認】

旅行商品情報（行程、参加予定人数）を下記問い合わせ先にご連絡ください。長野市が、旅行商品の内容、予算を確認し、補助の該当の可否等をご連絡します。

### 【申請】

申請書（様式第1号）、旅行商品情報（旅行の名称、行程、1人あたりの料金その他の補助対象事業の内容が確認できる書類）を提出してください。

### 【実績報告】

実績報告書（様式第4号）、催行した旅行商品情報（実施した旅行の名称、行程、1人あたりの料金その他の補助事業の内容が確認できる書類）、旅行内訳明細書及び宿泊施設が発行する宿泊証明書（旅行の行程に宿泊を含むものに限る。）を提出してください。

### 【交付請求】

振込先は、日本国内の金融機関とします。

上記申請は、すべて日本語による記載とします。

## ■ お問い合わせ

長野市観光文化部観光振興課インバウンド・国際室

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL (026) 224-5447 FAX (026) 224-5121

[kokusai@city.nagano.lg.jp](mailto:kokusai@city.nagano.lg.jp)